

砥部町生活支援体制整備事業実施要綱

平成29年3月31日

告示第80号

(目的)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第5号に規定する生活支援体制整備事業（以下「事業」という。）を実施することにより、生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、砥部町とする。ただし、当該事業の運営を社会福祉法人 砥部町社会福祉協議会（以下「運営者」という。）に委託して行うことができるものとする。

(事業内容)

第3条 この事業の実施内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の配置
- (2) 協議体の設置及び運営

(コーディネーター)

第4条 コーディネーターは、NPO、民間企業、ボランティア等の多様な主体による取組の調整及び地域での一体的な活動を推進するため、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 地域資源の開発
 - ア 地域に不足するサービス及び支援の創出
 - イ サービス及び支援の担い手の創出
 - ウ 元気な高齢者等が担い手として活動する場の確保
- (2) ネットワークの構築
 - ア 関係者間の情報共有
 - イ サービス提供主体間の連携体制づくり
- (3) ニーズと取組のマッチング
 - ア 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング
 - イ サービス提供主体の活動ニーズと活用可能な地域資源のマッチング
- (4) その他業務の実施に関し必要な取組

(協議体)

第5条 協議体は、NPO、民間企業、ボランティア等の多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備の推進を目的とした協議組織として、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 地域ニーズや課題の把握

- (2) 地域資源情報の見える化の推進
 - (3) 情報共有及び連携強化
 - (4) 不足するサービスの企画、立案及び方針策定
 - (5) コーディネーターへの組織的な支援
 - (6) その他生活支援体制の充実及び強化に必要な事項
- (協議体の構成)

第6条 協議体は、町、地域包括支援センター、コーディネーター、NPO 法人、社会福祉法人、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の地域の関係者で構成するものとし、その他地域の実情に応じて適宜参画者を募るものとする。

(守秘義務)

第7条 協議体の構成委員、コーディネーター及び運営者は、正当な理由なく職務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(関係書類の提出)

第8条 運営者は、事業の遂行にあたり、次に掲げる関係書類を町長に提出するとともに、必要な指示を受けるものとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第1号）
- (2) 事業実施に関する報告（任意様式）
- (3) 事業実施報告書（様式第2号）

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

砥部町生活支援体制整備事業実施計画書

[illegible]

様式第 2 号（第 8 条関係）

砥部町生活支援体制整備事業実施報告書

	実施日	実施内容	参集者
活動内容			
翌年度以降の方針			